

令和2年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年3月9日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月19日 午後1時30分		
	散 会	3月19日 午後6時00分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	2	上 原 祐 希	3	與那嶺 透
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	謝 花 良 竹	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	宮 里 政 有
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和2年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

令和2年3月19日（木曜日）

1. 開 議 午後1時30分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第14号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
2	議案第15号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
3	議案第16号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
4	議案第17号	令和元年度今帰仁村一般会計第11回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
5		一般質問	

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午後 1 時30分)

日程第 1. 「議案第14号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 皆さん、こんにちは。

議案第14号

工事請負契約について

令和元年度古宇利島観光拠点施設整備工事（便益施設）について、次のように工事請負契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和元年度古宇利島観光拠点施設整備工事（便益施設） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 62,150,000円 |
| 4 契約の相手方 | 今帰仁村字勢理客29番地 5
株式会社 国吉建設
代表取締役 国吉 眞三 |

令和 2 年 3 月 18 日 提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

令和元年度古宇利島観光拠点施設整備工事（便益施設）請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第 2 条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

なお、工事請負契約書を添付しておりますので、お目通しください。以上。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第14号 工事請負契約について質疑いたします。

この観光拠点施設の場所は古宇利と思いますけれども、どういった事業をするのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午後 1 時33分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午後 1 時34分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 10番與儀常次議員の質疑に対しまして説明いたします。

この工事契約の内容は便益施設工事ということで、トイレ工事となっております。残り議案を提出しているのが駐車場と浄化槽となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今課長の説明では、便益施設はトイレという説明だったと思いますけれども、トイレは今2つある規模の大きさのトイレを設置するのですか。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 質疑について説明いたします。

新たに新設したトイレで、350人槽を予定しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 この議案書を見ると工期が打たれていないのですけれども、工期は契約段階に打たれてくるのか。みんな工期がないのです。今まで今帰仁村は事業をやってもいっばい工期が流れて、いろいろ村民に迷惑をかけたのだけれども、工期はみんな記入していないのだけれども、契約段階に工期を入れてから記入するのか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 質疑について説明いたします。

添付されている工事請負契約書の7の特約事項の中に、この契約は議会の議決に付すべき契約だということと議決後、効力が生ずるものとありますので、議決後に工期が確定するということでありまして。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの10番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 工期は大体一緒ということで検討しているのか。同じ場所ですので集中してなのか、工期を分けて契約しているのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 質疑について説明いたします。

工期については、今回契約をして繰越事業として取り扱うこととなっております。その決定通知も内閣総理大臣のほうからいただいておりますので、それを踏まえて一旦繰り越しして、その後、進捗状況によってもまた工期の内容が変わりますけれども、踏まえて進めていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第14号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第14号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第15号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第15号

工事請負契約について

令和元年度古宇利島観光拠点施設整備工事（駐車場）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和元年度古宇利島観光拠点施設整備工事（駐車場） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 80,300,000円 |
| 4 契約の相手方 | 今帰仁村字仲宗根27番地
有限会社 タマキ産業
代表取締役 玉城 則雄 |

令和2年3月18日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

令和元年度古宇利島観光拠点施設整備工事（駐車場）請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

なお、工事請負契約書を添付しておりますので、お目通しください。以上。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第15号について質疑いたします。

これには駐車場と書かれておりますけれども、駐車場の面積と車の台数です。大型は大体何台を予想して、普通車は何台を予想してなのか。お伺いします。

それとこの駐車場、漁港の道端のそばの隣の余った広い敷地だと思いますけれども、駐車場と漁港のエリアのすみ分けは何かブロックとかで分けるのかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 10番與儀常次議員の質疑に対しまして説明いたします。

まず面積なのですけれども、総面積で5,033㎡を計画しております。台数のほうが当初の事業概要のほうで、大型専用が8台、普通車の専用が32台、兼用でバス21台、単独であれば普通車43台を計画しております。ラインを変えて、大型バスが多いときには大型バスを兼用して、計画しております。

あと漁港施設でございますので、エリア分けはもちろんやりますので、そのラインを決めてどのようにしていくかという詳細についてはまた今後しっかり検討しますけれども、今のところは漁業者の方の迷惑にならないような仕切り等を考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後1時42分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時44分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第15号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第15号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第16号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第16号

工事請負契約について

令和元年度古宇利島観光拠点施設整備工事（浄化槽）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和元年度古宇利島観光拠点施設整備工事（浄化槽） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 57,200,000円 |
| 4 契約の相手方 | 今帰仁村字天底86番地
有限会社 上宏工業
代表取締役 外間 宏正 |

令和2年3月18日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

令和元年度古宇利島観光拠点施設整備工事（浄化槽）請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

なお、工事請負契約書を添付しておりますので、お目通しください。以上。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第16号 工事請負契約について質疑します。

この浄化槽は合併槽だと思うのだけれども、何人槽なのか。観光団がいっぱい来るからということだと思いますので、余裕をもって人数を計算しているのかどうか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 10番與儀常次議員の質疑に対しまして説明いたします。

先ほども便益施設のほうで説明しましたが、あれは建築のみで、浄化槽のみで350人槽を計算しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第16号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第16号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第17号 令和元年度今帰仁村一般会計第11回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長

議案第17号

令和元年度今帰仁村一般会計第11回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和元年度今帰仁村一般会計補正予算（第11回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ813万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,088万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月18日提出
今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		954,307	8,136	962,443
	2 国庫補助金	467,663	8,136	475,799
歳入合計		6,802,746	8,136	6,810,882

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,474,460	653	1,475,113
	3 戸籍住民登録費	27,027	653	27,680
3 民生費		1,957,057	3,000	1,960,057
	2 児童福祉費	717,593	3,000	720,593

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		550,029	70	550,099
	1 保健衛生費	329,438	70	329,508
10 教育費		648,001	4,413	652,414
	1 教育総務費	155,551	4,413	159,964
歳出合計		6,802,746	8,136	6,810,882

なお、総括については担当課より説明いたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 議案第17号 令和元年度今帰仁村一般会計第11回補正予算について、歳入歳出におけます節におきまして、300万円以上の増減について説明申し上げます。

歳入のほうから行きます。6ページをお願いします。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額307万円につきましては、7節におきまして保育対策総合支援事業（新型コロナウイルス対策）で300万円の計上が主なものでございます。続いて、6目教育費国庫補助金441万3,000円の補正額につきましては、1節学校教育費補助金の放課後児童健全育成事業（新型コロナウイルス対策）の441万円によるものでございます。

続いて、歳出のほうは10ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額441万3,000円は19節負担金、補助及び交付金の放課後児童健全育成事業（新型コロナウイルス対策）の441万3,000円によるものでございます。以上が11回補正の300万円以上の増減の説明になります。

○ 座間味 薫 議長 これから歳入の質疑を一括で行います。質疑はありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第17号、一般会計第11回補正予算について質疑いたします。

歳入ですので、この2目と6目の新型コロナウイルス対策についての補助金ですが、この307万円と441万3,000円、それぞれこの算定方法というのですか。これは例えば利用している子供の数で算定されているのかとか、そういった算定基準等があるのか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑についてご説明いたします。

6ページ、15款2項2目7節の児童福祉費補助金、保育対策総合支援事業（新型コロナウイルス対策）の300万円につきましては、これは厚生労働省からのもので児童福祉施設等における子供用のマスクの購入とか、こういった感染拡大防止対策に関する支援でありまして、これにつきましては保育施設、公立3施設と民間3施設に、1施設上限50万円の補助ということで国庫補助になります。負担割合は10分の10というところの算定の方法で、この300万円については計上しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 3番與那嶺 透議員の質疑についてご説明いたします。

同じく6ページ、15款2項2目の8節母子福祉費補助金7万円でございますが、こちらのほうは内閣府

子ども・子育てのほうからの補助事業によるものでございます。正式には子ども・子育て支援交付金事業ということで、利用者支援事業ということでございます。こちらのほうは保健センターのほうで新型コロナウイルスの感染拡大予防を図る事業、上限50万円までということでおむつの交換ワゴン台として計上してございます。こちらの補助については100%補助ということでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑についてご説明申し上げます。

15款2項6目1節学校費補助金、放課後児童健全育成事業（新型コロナウイルス対策）ということで441万3,000円を計上しておりますが、これの算定については学童保育の施設に対して、臨時休業時の特別開所に係る部分と、この開所に当たっての人材確保に関する部分、あと障がい児の受け入れに関する部分があります。あとプラスして、今学童クラブは4クラブございますが、その学童クラブで新型コロナウイルス感染予防対策としてマスクの購入であったり、消毒液の購入であったり、あと備品としての空気清浄機等の購入として、各施設50万円を上限に100%補助で国庫から入ってくるという金額でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時00分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時01分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について説明が不十分なところがありましたので、再度こちらのほうからお話ししたいと思います。

おむつ交換ワゴン台ということでの備品購入費によるものでございます。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 再度質疑したいと思います。

各施設、保育所・保育園、学童等1施設50万円の上限でこの補助金があるということではありますが、申請するに当たり、これを各園から幾らほどかかる、幾らほど欲しいとか、そういった申請に基づいてこの金額が出たのか、伺いたいと思います。

あと8節の母子福祉補助金ということで、この7万円の計上ではありますが、これについてはおむつの交換台の計上だと思っておりますが、これ以外にも消毒液とかそういったのも計上はないのか、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

各施設からの要望をとったかというお話でしたけれども、実際この事業に関しては、先週金曜日でしたか、すぐ県のほうから情報が入りまして、すぐに交付申請という形でありましたので、対象が直近で購入したのも含まれるというところの状況の中で算定していただきたいということで、非常に緊急であったものですから、可能な限り上限を抑えておいて、節度ある購入であれば認められますということでありましたので、こちらとしてはそのような計上となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

保健センター等でこの件について勘案したところ、消毒液関係はその施設内で在庫等がありましたので、最低限というところでのおむつの交換ワゴン台を優先して、今回計上してございます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

学童について状況等はお伺いしましたが、この制度の要綱からして、令和2年の1月16日以降に購入したものは対象になるというところがありましたので、その精査する時間等はございませんでしたので、補助基本額の基準額で金額を抑えて計上してございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 大体理解いたしました。あともう1点です。8節の7万円というのはせつかく50万円という上限があるので、もう少し柔軟に、もうちょっと広めて使ってもよかったのかというふうには感じておりますが、この辺はいいとしまして、次、学童なのですけれども、これについては人件費もこれに計上できるのか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

人件費については、ふだん学童が開所する時間帯がございまして。その前の朝から受け入れるというところでの算定基準になっているかと思われまますが、学童の場合、支援単位という表現をしますけれども、1学童おおむね45人を1単位としますが、1単位当たり1日1万200円プラス開所に当たって人材を確保するということで2万円、合計3万200円が1支援単位1日当たりの単価となっております。それを最大16日間見込んで、今回の計上としております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

次に歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 では歳出について質疑いたします。

今歳入でも大分説明がありましたので理解はしているところでありますけれども、この保育所の8ページ、3款2項3目、この辺は需用費、また備品購入費は先ほど言われたマスク等というところになるのかと思うのですが、これの50枚、要は多分3月いっぱいまでですか。3月いっぱいまでの50万円を上限とした申請に基づく交付になるという理解でいいのかどうか、伺いたいと思います。これは5目もそうだという理解であります。これは民間、私立ですよ。これも含めて同じような形の算定基準なのか、伺いたいと思います。

あと、また10ページ、10款1項2目です。先ほど大分説明があったので理解はしていますけれども、要は臨時休校時の本来受け入れる時間ではないときに臨時的に開けていただいたその間の日数分という、単純にそういう説明でよろしいのか、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ **宮里 晃 幼保連携推進室長** ただいま 2 番上原祐希議員の質疑についてご説明いたします。

8 ページの 3 款 2 項 3 目 11 節 需用費と 18 節 備品購入費の件ですけれども、これは申請に基づく交付かということでしたが、申請に基づいて交付されるものではありませんけれども、実績におきましては 3 月末までに納品されたものが対象となります。ということで、実際申請しても年度内に納品されなければ対象外になるというところでの申請であります。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 桃原秀樹学校教育課長。

○ **桃原秀樹 学校教育課長** ただいまの 2 番上原祐希議員の質疑についてご説明申し上げます。

臨時休校時が対象かということでございますが、3 月 2 日から春休み前日までの平日において午前中から開所する学童に対しての補助ということになります。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時 10 分)

○ **座間味 薫 議長** 再開します。 (再開時刻 午後 2 時 11 分)

2 番上原祐希議員。

○ **2 番 上原祐希 議員** 10 ページの件は理解しました。8 ページは今後 3 月末までに納品したものに對してということで、これはマスクのみではなくて消毒液とかさまざまなものに対してと。また、なかなかマスク等は手に入りづらいところもあるものですから、この辺は優先的にそういう福祉施設に行き渡るような状況になるのか。

○ **座間味 薫 議長** 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ **宮里 晃 幼保連携推進室長** ただいまの質疑についてご説明いたします。

現在の状況は、消毒液、マスク等については非常に確保が難しいというところであるようです。そのため子供用マスクの入手は非常に困難が想定されているのですけれども、3 月 16 日に届いた厚生労働省の文書においては、メーカーにおける在庫も十分でないというところもありまして、国内マスクメーカーと子供マスクメーカーに係る必要な調整は行っていくというところでの文書が来ております。そういったところを踏まえて配慮していただきたいという申し出の中で、できるだけ入手できるような形をとるところの文書通達があるという状況です。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 2 番上原祐希議員。

○ **2 番 上原祐希 議員** 今の通達の件でありますけれども、非常に苦しい感じですね。では各施設からの要望の中で、国ができるだけそこを優先的にメーカーに要請はしているという理解で補償はないけれども、というような感じですか。これは別に役場側からどうこうとかではなくて、各施設からこういうふうに要請して、国としてはそういうふうなメーカーに対して指導は行っていますという理解ということですか。伺います。

○ **座間味 薫 議長** 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ **宮里 晃 幼保連携推進室長** ただいまの質疑についてご説明いたします。

まとめてお話しすればよかったですけれども、県に関してはその施設のマスク不足の状況、必要枚数などについては適宜調査、把握していくということで、そういった部分を市町村へ要請するという可能性もありますので、協力をお願いしたいという文言も一言添えられておりますので、今後こういっためどが

立つようでしたら、そういった調査をもとに計画的な配布をしていくのではないかと考えられております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。1 番島袋 誠議員。

○ 1 番 島袋 誠 議員 歳出について質疑いたします。

先ほど2番議員からもありましたが、歳入のほうの説明でもその5施設ですか、保育のほうとかあるということであったのですが、まず8ページの3款2項3目11節、18節、あと5目19節のコロナ対策費ということであるのですけれども、こちらは先ほど50万円の6施設、民間が…休憩お願いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時15分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時15分)

1 番島袋 誠議員。

○ 1 番 島袋 誠 議員 失礼いたしました。50万円の6施設ということではありますが、この人件費に当たる部分とこの備品購入費に当たる部分であると思うのですが、こちらは対策法とか、例えば村からの指導とか助言があったりするのかな。あと、この精算の方法というのは先ほど2番議員からもありましたが納品をもってやるということでもありますけれども、この認められる部分と認められない部分というのは、そういうのはある程度、この項目というか、示されているかどうか。先ほどマスクとか消毒液等はありませんけれども、それ以外にもどのような対策のもので、各保育所が対策はすると思うのですが、その説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいま1番島袋 誠議員の質疑についてご説明いたします。

現在世界的な広がり新型コロナウイルスは感染していて、その対策等についての施設における助言等を村が行っているかということでありましたが、いち早く国、県を通して、その対策、例えば卒園式とか入所説明会、集会等、そういった部分に関しては極力配慮していただきたいということで、卒園式であれば席を離すなり、また保護者、卒園児の対象にしていいただきたいとか、また飛散防止をするためにマスクをつけてもらう呼びかけや施設内の消毒液の配置など、細かに3月のたしか6日でしたか、一斉に各施設に通達しております。その後も適宜必要な情報は国、県から流れてきますので、その部分についても各施設のほうには通達して指導、助言を行っている状況です。一つはこの対象になる事業についてですけれども、マスクとか消毒液、感染拡大を防ぐためのものに使われるものというところで、現在県と調整を図りながら、またQ&Aなども出されておりますので、その辺のところを現在、日々新しい情報が入ってきている状況です。この中に感染が疑われるもの同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する施設改修費なども入っているのですが、これが実際50万円の部分ということなので、そういったものに使われるものであればそれも可能だと。また、消毒液をつくる電解水の給湯設備というのでしょうか、そういったのも対象になりますというところでもあります。施設整備に関しては、かなり大掛かりになる可能性もあるので、実際国のほうは改修規模が大きいものは次世代対策施設整備交付金で支援しますと。ただし2分の1の補助になりますが、上限は設けませんというところでの状況になっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 1 番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 今課長の説明で大体わかりました。このマスクと消毒液以外にも、空気清浄機ですとか、次亜塩素酸水というのですか、その拡散させるやつというか、そういうのもできると保育所としても、ある程度いい対策はできるのかと感じております。

あと小学校、中学校、高校が村としても休校になりまして、あと保育所と学童は開くという感じで対策として2週間続いたのですが、これは保育所、各施設が独自で行っていると思うのですが、外部からの例えば持ち込みに対する対策等、そういう対策も保育所独自で全て行わないといけないか。もしくは、そういうことがあったかどうか。ふだんから通われている児童生徒はもちろんですけども、また外から来てしまったら元も子もないので、そういう対策等、何か指導とかあったかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時21分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時21分)

宮里 晃 幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

たしか3月6日付で通達したのですけれども、その中にもやはりお迎えとかの方は保護者がたしか決められているというのでしょうか、保育所の面談の中でお迎えに来る方は父親であったり、祖父母であったりということがありますけれども、そういった園にお迎え、登園、降園する際の方についてはマスクとか、そういった入るときには玄関前にある消毒液を使うようにという呼びかけをしております。もちろん搬入業者もおりますので、そちらのほうへのこういった感染防止の徹底を図るようにということで通達しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 すみません、関連するかもしれないのですけれども、この新型コロナウイルス対策。今回は国からの補助金が全てだと思うのですが、村独自でそういう対策、対応、村費からというのは考えたことがなかったのか。そういう話はなかったのか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃 幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいま9番山城 太議員の質疑についてご説明いたします。

実際そういった部分に関しては、施設のほうに協力依頼ということでありました。万が一、濃厚接触者との接触等があった場合とか、そういった伴って休園する場合ということになったときの消毒に関しては行政負担ということで考えておりましたが、今のところそういう状況に関しては施設のほうで対応してもらいたいということの中で、今回国のほうがいち早くそういう対応をしていただくということの補助事業が出ましたので、その上限50万円分、その部分で対応できる分については対応していくという方向でありました。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 今回、現状世界に拡大されて大変な騒ぎになっているのですが、今後そういったのがまた起こり得るものと考えて、村独自でも構わないです。そういった有識者との連携によって、こういった事業に対してのマニュアル、ガイドラインといいますか、今後必要になってくるものではないかと思うが、その辺の対策、対応はどんなふうに捉えているか伺います。

- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時25分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時25分)
- 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時25分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 2 時35分)

宮里政有福祉保健課長。

- 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの 9 番山城 太議員の質疑についてご説明いたします。

村といたしましては、新型コロナウイルス肺炎に係る迅速な対応を図るため、住民の生命と健康を守るために、今帰仁村新型コロナウイルス肺炎対策本部を設置しております。その中でマニュアル等も含めて、各課で対策しているところでございます。

- 座間味 薫 議長 9 番山城 太議員。

○ 9 番 山城 太 議員 いろんなウイルスが今後とも発生する可能性は否定できませんので、そして新しいウイルスが来て、村内に被害者が出る場合もあり得ないとは言えないので、そういう方々に対して医療費やお見舞いなり、そういった対策費なり、そういった基金を設けて対策を講ずるのもどうかと思ったりなんかするのですが、その辺を踏まえて村長答弁求めます。

- 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

- 喜屋武治樹 村長 9 番山城 太議員の質疑にお答えいたします。

今後この感染症の事例がまた出た場合、基金を設けてということの質疑だと思いますが、先ほど福祉保健課長からありましたように、現存今帰仁村の危機管理要綱というのも設置しております。この中にはいろんな感染症予防のマニュアルもつくられておりますし、今回の学校の休校については学校保健安全法という法律に基づいて、感染症等の予防上必要とされる場合には学校の設置者が休校を決定すると。開校も一緒ですが。それに基づいて適切に対応してきております。今後のことについては、まだ具体的に議論されていることもありませんので、検討課題として考えていきたいと思っております。

- 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第17号 令和元年度今帰仁村一般会計第11回補正予算について」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第17号 令和元年度今帰仁村一般会計第11回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

○ 座間味 薫 議長 日程第5. 「一般質問」を行います。

順次発言を許します。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 令和2年第1回定例会に当たり、さきに通告しました一般質問を行います。

質問事項1. ワルミ架橋転落防止策について。

過去にも先輩議員から同様の質問があり、その際の答弁で「地域の声を反映させ、防止柵の設置について要請していく」とありました。区長会からも、転落防止柵設置の要請の陳情があり、村民の総意であると認識していますが、転落防止策について現在までの進捗状況はどうなっているのか伺います。

質問事項2. パークゴルフ場建設について。

村長の基本政策にも掲げているパークゴルフ場建設の進捗状況を伺います。

質問事項3. 新耐震基準以前の施設について。

新耐震基準以前に建てられた学校教育系施設の耐震改修や建てかえ計画はあるのか伺います。

質問事項4. ふるさと納税について。

去る2019年12月議会において、「オリオンビールを返礼品として取り扱うべきではないか」と質問しました。現在までの進捗状況を伺います。

質問事項5. 今帰仁村営住宅について。

村営住宅の水道料金や共益費等の請求や徴収はどのように行われているのか伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時40分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後2時41分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 皆さん、こんにちは。8番與那勝治議員の質問事項1. ワルミ架橋転落防止策の進捗状況についてお答えします。

ワルミ架橋転落防止策については、村にも区長会から要請がありました。県道248号線は沖縄県北部土木事務所の管理となっておりますので、防止対策を含めて要請及び情報交換をこれから行っていきたいと考えております。

質問事項2. パークゴルフ場建設についてお答えします。パークゴルフは村民の健康づくりやコミュニティスポーツとして交流の場づくりにも効果的であると考えております。補助事業などを活用した整備について検討いたしましたが、現在補助事業が見つかっておらず、具体的な取り組みには至っておりません。

質問事項4. ふるさと納税についてお答えします。オリオンビールを返礼品として取り扱うことについては、令和2年1月のお礼品審査会においてお礼品審査基準が改定され、オリオンビールや沖縄そばを取り扱えるようになりました。

質問事項5. 村営住宅の水道料金、共益費等の請求徴収方法についてお答えします。村営団地の水道料金については、12団地中、村営山岳団地、村営仲宗根団地、村営兼次第二団地については、各団地自治会の班長が各入居者から徴収し村へ納付する形となっており、その他の団地については、各入居者が個別に村からの請求に基づき納付を行っています。共益費については、各団地自治会が入居者から徴収し、管理、運用しております。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 こんにちは。それでは、ただいまの8番與那勝治議員の質問事項3. 新耐震基準以前の施設についてお答えします。

質問要旨の新耐震基準以前に建てられた学校教育系施設の耐震改修や建てかえ計画については、現在幼児、児童が使用している施設として、今帰仁小学校、今帰仁幼稚園、中央保育所、仲宗根保育所がございます。今帰仁幼稚園、中央保育所、仲宗根保育所は令和2年度以降使用しませんので、改修等の予定はございません。今帰仁小学校については、3棟が新耐震基準以前に建築されております。村公共施設等総合管理計画では、平成33年度（令和3年度）までに大規模改修を実施するとしておりましたが、庁舎建設の完成後、耐力度調査を行い、調査結果に基づき改修、または建てかえを計画していきます。以上。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時45分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時48分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 與那勝治議員の質問事項1. ワルミ架橋転落防止策の進捗状況ですが、最初の答弁には入っておりませんが、何もしていないのではなくて、2月7日に村長と担当建設課長で直接北部土木事務所を訪ねまして、口頭ではありますけれども担当課に、この間の消防組合からの資料に基づいて件数のこととか、そういう転落防止策についての要請はしておりますが、回答としては具体的にこういう方法でやりたいということではなくて、今後引き続き要請をしていくということは申し出てきました。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時50分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時50分)

8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 私は質問で、過去の先輩議員から同様の質問があつて、その際の答弁で「地域の声を反映させ、防止柵の設置について要請していく」と、これは平成24年の段階です。それを言われているけれども、その間何もなかったのかと聞いているのです。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時51分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時58分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 8番與那勝治議員の質問にお答えします。

補足説明ということになると思いますが、平成24年以降については調査するのに時間がかかりますので、それについては調べて、後日報告をしたいと思います。村として、また今後の対応については考えておりますので、後で質問に対してお答えしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 ちょっと熱くなってしまったのですが、今回転落事故を受けて一般質問をしております。結構身近な方で、その方は転落したであろうこの日に、私はこの方のうちへ行きました。うちへ行ったら、転落して上がってこない。寒い中、母親もおうちの中にも入らないで、ずっと外で待っていて、お父さんはうちの中に入ったら、本当に涙ながらにいろいろ嘆いていたのです。そんな切実

な事情があって、その前の平成24年もそうなのです。切実な事情があったからこそ一般質問をされて、要請まですると答弁をしているのに、その間何もなかったのかと。これは非常に悔やまれてならないのです。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時00分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時01分)

8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 その際、父親が言われた言葉が「フェンスがあれば」と。確かにいろんな願望があって、身を投じる方もいるかもしれないです。ただ、今の状況だったら、心を病んでいる状況があれば、すぐ落ちてしまうような状況もあります。だけどこのフェンスがあったら、フェンスを上る間にも、ふと我に返って考え直す、そういう時間もつくれただろうと言っておりました。このフェンスについて、どのように考えているか答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 議員からのそのような件については、私もこの事故があるごとに消防本部から連絡がありまして、ほぼ毎回現場へ行っておりますけれど、結果的に自死ということになれば、この家族はずっと胸にこういう思い、悩み、苦しみが続くし、その関係者の重みも、私も理解はしているつもりであります。先ほど答弁しましたように、2月7日に建設課長と一緒に直接土木事務所へ行きまして、道路管理の担当の係長、職員といろいろ話しました。今のフェンスの話、それから看板の話、いろいろやりました。土木事務所は土木事務所の立場からいろいろ説明がございましたけれども、今回区長会からも村当局に転落防止策についての要請が出ております。そして、たしか議会にも出ていると思いますので、村、議会、そして区長会を含めて、また橋は名護市にもまたがっておりますので、名護市の担当課とも十分協議した上で、その関係する機関合同で、直接土木事務所の責任者であります所長、あるいはまたその上の土木建築部へ直接尋ねて、村からどういう対策をしてもらいたいという具体的な提案まで含めてやっていきたいと思っております。

ちょっと関連ですが、この間、本部警察署の署長と役場で別の会議があって、それが終わった後に、この転落事故があるたびに警察署も一緒に捜索をしておりますので、署長に少しそういう話をして、どうい方法が一番いい方法なんでしょうかということ署長にお伺いしましたら、署長の見解としては、一番効果的なのは防犯カメラではないかという署長としての、これは個人的か、本部署長としての見解か、ちょっとそこまでは確認していませんが、そういう声もありましたので防犯カメラ、看板、先ほど議員から質問のあったフェンス、安全柵を含めて具体的にこういう方法で対策を講じてもらいたいという案をつくって、関係機関へ議会終了後、早目に土木事務所に要請を行いたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時05分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時05分)

8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 要請していけるということでありました。宮崎県もそういう事例が結構あったみたいで、宮崎県西臼杵郡、そこにも結構高い橋が5つとか並んでいるところがありまして、そこも結構投身の名所だったようであります。そこは当時の警察署長が、フェンスがあればこれは防げるというこ

とずっと訴えかけていったそうなのです。それで住民の方も賛同して、この橋とかその辺から投身とかはさせないということで、「命の架け橋見守り隊」というのを発足させたそうです。これはタクシー会社とか地域の消防団、そういった方々が活動して、官民を挙げて監視体制というのをつくったそうです。そういう活動を続けながら、念願かなってフェンスができたということもありました。これはもう地元の方の強い思いで、このフェンス設置までできております。ぜひ今帰仁村も、我々も当局に投げてだけではなくて、一緒にこの見守り隊というのをつくって、ぜひ撲滅できたらと思います。フェンスができるまで、フェンスは本当に常に要望して設置してほしいのですけれども、つくり方、フェンスのあり方もたくさんあると思います。この辺は当局に任せながら、我々も見守り隊で抑止に努めていきたいと思いますが、この辺「命の架け橋見守り隊」、こういうところは村主導でもできるのかどうか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 8番與那勝治議員の質問にお答えします。

先ほど他県の例を出しまして、地域で見守り隊を発足して、その結果フェンス等ができて対策が進んだという事例も今質問にありましたので、村としてもその事例については関係する自治体に問い合わせをして、具体的にどういう形で取り組んできたのかを含めて、村には関係するいろんな団体があります。自殺の問題はその要因がいろいろ考えられますので、行政としてはまた自殺に至らないような施策としては、自殺対策防止法に基づく取り組みを今やっている取り組みでいいのか。もう少しまた見直しをして強化すべきかということも含めて、この見守り隊についても警察、防犯協会、その他含めて団体と検討して、具体的にどういう見守り、年間ずっと計画的にやるのか。あるいはまた時期を定めてやるのかを含めて、見守り隊の設置もやる方向で関係機関と協議した上で、前向きに検討していきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 父親からその当時の手記があって、この手記も預かってきたのですけれども、これはまた後から村長とも見ながら確認して、ぜひこの見守り隊を含めて、撲滅に向けて動けるように我々も村民一丸となって努力できたらと思います。区長会からも今回陳情が上がっていますので、村民の総意であります。この村民の総意をどうにか形にしていきたいと思います。

続きまして、質問事項2に移らせていただきます。パークゴルフ場建設についてでありますけれども、これは村民の健康づくり、そしてコミュニティスポーツとして交流の場づくりにも効果的であると。意味というのですか、効果的などころはあるのですけれども補助事業が見つかっておらず、具体的な取り組みには至っていないと。これは4年前からおっしゃって、もう4年たつのですが何も進捗がないような状況なのかと思います。そこで提案であるのですけれども、これは企業版ふるさと納税を使って建設できないかと思うのですが、この企業版ふるさと納税、今帰仁版総合戦略に基づく地域再生計画、これを作成して認定を受けないといけないとあるのですけれども、これは第1期が令和元年で終わりでありました。令和2年度からまた延長となりまして、第2期総合戦略の策定期間ということで令和2年度から令和6年度でありました。これはこういう通達があるのかどうか。第2期総合戦略の策定期間、その辺の通告とか何かそういうのがあったかどうか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

今帰仁村人口ビジョン総合戦略の策定については、議員の質問のとおり平成28年3月に策定されています。令和元年度が5年目になります。令和2年度は6年目になりますが、県からの説明の中では総合戦略や、それと市町村の総合計画とあわせてかぶる部分があるということで各市町村の対応が少しまちまちなのですが、そちらのほうはあわせても策定することが可能だと説明化がなされています。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 今度、この令和2年から結構導入しやすいようになっておりますけれども、税のこの軽減効果、企業版ふるさと納税に認定されたとして、今まで6割軽減、損金算入措置プラス3割。今回はさらに3割で9割軽減されます。企業にとっては、この9割軽減というのはもちろん物すごく魅力なところであります。あと認定手続の簡素化。これも地域再生計画記載事項を抜本的に簡素化すると明記されています。そして交付金の範囲の拡大。地方創生関係交付金、これで2分の1補助を受けながら、そして企業版ふるさと納税で認定をもらえれば、それもまた自治体負担分を少し緩和できるということもあります。また、今でしたら企業が業績のいいところもまだまだあると思います。今帰仁村にやはり大きな企業も、東京のほうとかにもありますので、これは向こうの企業にとっても物すごくメリットのある制度であります。こういう制度を使いながら、単独でできないようなところもパークゴルフ場とかを計画すればできるのではないかと思いますので、その辺可能性はあるのかどうか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 8番與那勝治議員のご質問にお答えします。

去年、令和元年の12月に閣議決定されて、企業版ふるさと納税も拡充・延長ということで、2024年度までということがあって、またその申請の仕方とか計画のほうも緩和されているということで、今後今帰仁村としてもその企業版ふるさと納税を活用して、今おっしゃったパークゴルフ場等も含めながら、その活用を検討してまいります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時15分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時15分)

8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 これは令和2年度から始まるようなことですので、いろんな可能性を含めて、給付とかいろんなものに使えると思います。皆さんで知恵を絞って、ぜひ進めていけたらと思うのですが、このパークゴルフ場、やはり村民からの要望というのは物すごく大きくて、今、一切進捗状況も見えない状況です。その中で、私は企業版ふるさと納税を使えるのではないかと今提案させていただいたのですが、村民の要望も大きいのもありますし、あと観光の振興とかを含めて需要があるかどうかこれも調べないといけないのですが、クルーズ船が本部に付いた場合に、シブスエージェンシーの松田会長も、この今帰仁村運動公園にお客さんを引っ張って、ここでバーベキューをさせたらどうかとか、きれいな海もありますので、そこに誘導したらどうかという提案もありました。この運動公園の中にこのパークゴルフ場をつくってパークゴルフをさせる。それも一つの手ではないかと思うのですが、その辺観光の振興も絡めながら、ぜひ提案できたらと思いますが、村長の見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 8番與那勝治議員の質問にお答えします。

今非常に具体的な提案ということでもあります。さきに答弁しましたが、運動公園周辺に村有地と一部民間有地を活用してできないかということで、事業の採択はされていなかったんですが、予備調査ということで、そのパークゴルフ場を実際設計している方をお願いして図面の配置とかもしたことはあるのですが、場所的には一番村民が有効的に利用できるのは、運動公園との兼ね合いもありますのでそこがいいのかと思いますけれども、敷地もその面積に応じての範囲であれば可能だというふうにもその時点でも出ましたが、具体的な事業はまだ見つからないということで、先ほどの提案は村としても企業版ふるさと納税を活用して、どういう進め方をすればいいのかということを目前に検討して、提案のありましたクルーズ船の寄港に伴う村内、特に古宇利を含めて、観光客の誘致と結びつけて、このパークゴルフ場の建設に向けていろいろ検討して、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 これは結構範囲が広いところであります。パークゴルフ場もそうですけれども、それ以外のところもあります。これは庁舎建設のときに行ったプロジェクトチームみたいな、そういうチームをつくって可能性は探るべきだと思うのです。この辺、進められないのかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 8番與那議員の質問にお答えします。

今このパークゴルフについてのプロジェクトチームということなのですが、まずは役場側でそれを精査して、場所等、そして資金がどのぐらいということで基本的なことを議論して、それに対してやはりチームが必要ということになる場合には、プロジェクトチームになっていくだろうと。先ほど村長が早目に前向きに検討していくということなので、まずは役場の庁舎の中の関係課で煮詰めて、それに対する人員が必要となってきた場合には、またプロジェクトチームを今後検討していきます。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 これも村民が期待しているところであります。これはしつこく一般質問でずっと行っていきたいと思いますので、ぜひパークゴルフ場建設に向けてご尽力いただけたらと考えます。

続きまして、質問事項3. 耐震基準以前の施設についてでありますけれども、これは私、つい前日、今帰仁村で行われた耐震診断の実施及び結果公表についての資料請求を行ったのですけれども、この資料の中で備考欄だったのですが、平成21年3月広報に優先度調査結果公表ということで広報で公表されているのですけれども、これを見ても地震防災対策特別措置法に基づく学校施設の耐震診断結果の公表についてと大きくうたわれて、その下に載っているのは耐震化優先度調査なのです。これは耐震診断を行ったのか、優先度調査を行ったのか。これはどっちなのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの8番與那勝治議員の質問についてお答えします。

平成18年度に行っているのは、優先度調査のほうでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 優先度調査。では耐震診断は行ったことがあるのかどうか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

耐震診断と申しますか、耐力度調査ということになりますけれども、耐震診断と何が違うかということですが、耐力度調査というのが耐震診断を含めて、これに加えて老朽化の程度であったり、環境に要因する劣化等も含めて総合的に判断するのが耐力度調査ということになっておりますが、これが平成26年度今帰仁村の今帰仁幼稚園で調査を行っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 今帰仁小学校は行ったことはあるかどうか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

今帰仁小学校では、耐力度調査は行っておりません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 この耐力度調査、私は耐震診断でいろいろ調べたのですけれども、これは義務はないのかどうか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。これは平成18年当時の資料でございますが、地震防災対策特別措置法の一部改正に伴って耐震診断、これには第2次診断、第1次診断、耐震優先度調査の実施及び公表が義務づけられたということで、それに基づいて耐震化優先度調査を行い公表しているというところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 耐震診断は行わないといけないのではないですか。耐震診断を行って公表するという事ではないですか。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

改正された地震防災対策特別措置法により、公立の小中学校施設等における耐震診断の実施及び診断結果の公表について義務づけられております。この義務づけられている耐震診断の中に第1次診断、第2次診断、耐震化優先度調査というのが含まれているということでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 含まれているということなのですか、だからこれは耐震診断は行ったのかどうかです。耐震診断は行っていると捉えたらいいのかどうか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 公表しました耐震化優先度調査なのでございますが、これについては建物からコンクリートのサンプルを抽出しまして、その強度をはかるということ、あと外部から目視のひび割れ、あと剝離等を含めて調査をし、それについてランクづけをするというのが優先度調査でございます。

以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時27分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 3 時28分)

8 番與那勝治議員。

○ 8 番 與那勝治 議員 課長の説明では行っているというところでありましたけれども、私は文科省のホームページを見ながら、耐震改修状況フォローアップ調査というのがありまして、その中に公立小中学校耐震化未完了の設置者ということで今帰仁村は載っているのです。耐震化完了見込みの中で令和 4 年度以降、これは答弁書にもありました。おくれるということでありましたけれども、そして広く公表していない設置者の中にも今帰仁村は載っているのです。耐震性がない建物について、保護者や地域住民への説明が未実施の設置者、これも今帰仁村は載っています。これはどういうふうに理解していいのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

議員がおっしゃるとおり公表しているのが平成18年度に行った調査を、これは平成20年度の 3 月号の広報で周知をしていると。それ以降の周知がされていないということで、そのような結果になっているかと思えます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8 番與那勝治議員。

○ 8 番 與那勝治 議員 では、この文科省のフォローアップ調査が間違っているということになるのですか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

すみません、現在フォローアップ調査の細かい資料が手元にないのですが、年度で言うと平成18年度に実施したものを平成20年度に公表した。それ以降についての公表を行っていないところからすると、周知というところからすると不足しているのかということとは否めません。ただ、この調査の中身、何年度から何年度という縛りがあったのかどうかということも現在確認できない状況でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8 番與那勝治議員。

○ 8 番 與那勝治 議員 これは文科省のところでも探せるぐらいのものです。これに今帰仁村は広く公表していない設置者、地域住民に説明等がされていない設置者、耐震化未完了の設置者とうたわれているわけです。これは向こうは調査も何もしないで、これをうたっているということになるのですか。この説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時31分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 3 時32分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

フォローアップ調査については、毎年行われているということは認識しております。少し細かく年度等

の認識が私のほうでやられていなかったというのは、まずいのかと思っております。そのフォローアップ調査の中で文科省から直接、昨年ですか、呼び出しがございまして、今帰仁村は現在学校として運営している今帰仁小学校の改築をどう考えているのか。スケジュール的にはどうなのかというヒアリングを受けております。これには担当と、当時副村長の中原さんが参加しております。そこである程度、状況等の説明を行いまして納得はいただいているところではございますが、庁舎建設後、計画できることなら1年でも半年でも前倒しで実施していくように、改築なり補強なりということをやっていくようにという指導は受けております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 先にこの答弁があれば何もないのですけれども、再度聞きますが、この耐震診断の中に優先度調査があつて、優先度調査を受ければ耐震診断を受けたということになるのかどうか。再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律の中において、耐震診断の中に第2次診断、第1次診断、耐震化優先度調査というのが含まれているということになっておりますので、大きくくくるということで考えると、優先度調査も耐震診断を行ったということになるかと考えます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 例えば昭和56年以前の建物を使って何か事業をしようとするときに、耐震基準を満たしていなかったら許可が下りない事業とかもあるのです。だからこういったところを、この事業者が、この耐震化優先度調査を受ければ許可は通るのかどうか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

耐震化優先度調査については、この建物の強度等を表すというよりは、現在優先されるべき、危険度が高いと言ったら少し語弊がありますかね。優先度をつけていくためにコンクリートのサンプルの強度実験であったり、外から見た目視の調査であったり等を行っておりますので、事業を行ったり、安全か安全でないかという判断ではないのかと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 では、この今帰仁小学校は安全か、安心ではないかという調査は行っていないのかどうか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 先ほど来、申し上げますけれども、この優先度調査の中でサンプルを撮取して、強度の計算もしております。その中で優先度をつけていくわけでございますが、今帰仁小学校については優先度として低いほうです。一番最下位の、このランクの中にも1から4までありますが、ランク5の中の2という予定がされております。それが平成18年度当初でございまして、経年劣化等もありますので、その辺については先ほど教育長が答弁しましたとおり庁舎建設終了次第、調査を行いまして、

改築なのか、補強なのかというところも判断して行っていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 では現段階においては、この平成21年度にこの広報に載った、これをもとに安心なのか、安全なのか、その辺の判断をしているというところなのか。それと新庁舎の建設後に、この耐力度調査を行うのか。もう今は何もしないのですか。その辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

庁舎建設が終わる年に耐力度調査を入れるのか、終わってから入れるのかというところは、これから財政当局とも調整しながら、文科省からもなるべく半年でも1年でも前倒しのできるものは前倒ししてやりなさということで指導を受けておりますので、その辺の調整はしていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 そしたら今帰仁村は財政が厳しいので、耐力度調査を行わないという選択肢もあるということですか。伺います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

耐力度調査を行わないという選択肢は現在のところ考えておりません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 これは村長に伺いたいのですけれども、庁舎建設が終わらないとこれはできないのですか。この耐力度調査は早急に行うべきだと思いますけれども、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

庁舎建設にかかわる財政の繰り出しと、それと学校建設でございますが、耐力度調査につきましてはその調査を入れた段階から2年か3年以内にその事業を着手すれば、それが国庫補助事業として認められるという期間がございますので、学校建設に合わせて調査を入れるのが財政的には有利かと考えています。ただ、それ以前に学校建設については学校建設委員会というのを、学校長を初め教育委員会、それと地域と伺いますか、PTAの代表等を含めた検討委員会がなされて、その学校建設についての基本方針も話し合う期間が必要ですので、そういった部分については前倒しと伺いますか、先にそういう議論をする場はつくれると考えております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 ではこの前倒しして議論をする場というのは、いつぐらいを予定されているのか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

その議論についてはスケジュールにもよってくるのですが、耐力度調査を入れる直前のほうが一番意見を聴取する村民であったり、PTAの代表であったりする場合には、直接学校にかかわる方々の意見を反

映させるのが適切だと考えますので、できるだけ近い段階がいいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 端的に、今、今帰仁小学校は新耐震基準の昭和56年以前の建物です。これが今安全なのか、安心なのか、その辺がわからないのですけれども、これは安心だと、安全だと言えるのかどうか。どちらになるかわかりませんが、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

安全か、安全ではないかというところで言いますと、決して安全と断言できるような状態ではありません。ただ、学校施設、幼稚園施設については日々、外からでございますけれどもコンクリートの浮きがないか、ひび割れがないかというところを調査して、そういうのが発見された箇所については補修を行いながらやっている状況でございますので、耐震基準が上がったというのにも理由がそこにはありますので、その方面で考えると安心ですと断言できる施設ではないかと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 安心と、安全と断言できないという状況でありますけれども、これは庁舎建設に並んで大きなことだと思っておりますが、これは村長、どのようにお考えなのか伺います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 8番與那勝治議員の質問にお答えします。

庁舎建設についてももう55年経過しておりますので、耐震基準を十分満たしていないという判断で、条例は以前にできてはいますが、庁舎建設検討委員会を立ち上げて、現在基本設計まで来ている段階でありますので、これについては計画に沿って予定どおり進めていきたいと思いますが、学校校舎についても児童生徒が授業で毎日使うところありますので、先ほど課長から決して安全ということ断言できないということでございます。先ほど企画財政課長からも答弁がありましたように、この建設の時期等を含めて検討委員会を早目に立ち上げる時期を決めて、この学校の改修、改築についても計画的に取り組んでいきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 安全と断言できないこの学校で、保護者がどう思うか。文科省の中にも、先ほど私が言いましたけれども、保護者や地域住民への説明が未実施の設置者と載っているわけです。これは説明すべきではないかと思うのですけれども、この辺の説明求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

現在こちらが公表できる資料としましては、平成18年度の優先度調査のみでございます。この辺について、国が調査している県内分の調査結果についてもホームページ等で公表はしていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 優先度調査の結果だけ説明するのですか。文科省がですよ、最近載せている

もので、この耐震性がない建物について、保護者や地域住民に説明が未実施の設置者ということで、これは全国載っているのですけれども、ほんのわずかしかないのです。この中に今帰仁村も入っていて、これは地域住民に対して説明をしないとイケない。そして、安心、安全とは断言できない学校であります。これはこんな状況でいいのかどうか。その辺の説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

議員がおっしゃいますとおり全国調査においても未実施の施設というのは大分少なくなって、大体99%ぐらいまでは何らかの措置は実施しているということでございますので、この辺も踏まえて、公表なりをしていきたいと思っております。ただ、今回、先ほど申しましたが村の計画の中で今帰仁小学校の改築なり、建てかえなりというところを後ろにしたというのが、村営の保育園等も老朽化が進んでおりました。というところを鑑みて、まずはそこから始めたほうがいいのではないかという議論の中、認定こども園を先に建設してきたという経緯もありますので、財政需要が旺盛な中でございますので、これは計画的に財政部局と調整ながら行っていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 保育園も庁舎も先なのです。あの地震があつて、この耐震基準とかも見直されて、全国の例を見てもあんなひどいことが起きているではないですか。そんな中で私は訴えているつもりもあるのですけれども、結構何か悠長なことを言われていますが、これは早急に何かしらの対策は打たないとイケない。先ほど企画財政課長が言った、この調査をして2、3年で工事を着工しないとイケないという理由もわかるのですけれども、これが今安全なのか、安心なのか、その辺もわからないこの状況、これがいいのかどうかです。この辺説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時50分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時55分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

文科省へのヒアリングの資料でございますが、その資料のスケジュールというところで、今帰仁小学校の改築は平成33年度、令和3年度の途中から耐力度調査を入れて、残り2年間で実施するという計画で文科省とはヒアリングを受けている状況ですので、令和3年度には耐力度調査を入れる予定でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 令和3年度に入れるということでありましたが、少し確認させてもらいたいののですけれども、これは文科省のQ&Aであります。公立小中学校等施設については、地震防災対策特別措置法が平成20年6月に改正され、その設置者である地方公共団体に耐震診断の実施及びその結果の公表が義務づけられていると書いているのですけれども、この耐震診断及び結果の公表というのは義務ではないのですか。伺います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

耐震診断を行って公表するという件については義務となっております。診断をして公表するようというところで、文科省からも義務化されております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 義務であるけれども、これは令和3年度でも許されるということで理解しているのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時58分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時00分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

令和3年度でもいいのかということですが、この辺は前倒しをなるべくやる方向で調整は進めていきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 今できていない現実があつて、これはもう早急に取り組まないといけないと。過去を振り返って文句を言うつもりはありませんけれども、やはり安全は確保して取り組んでいただきたい。安心、安全と断言できるような状態に持って行っていただきたいと思っております。これは村長から答弁を求めたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 8番與那勝治議員の質問にお答えします。

先ほど課長からありましたように早目に公表して、学校設置者であります村長としても、今回質問でもいろいろ指摘、また提案もされましたことについては、議会終了後、早目に教育委員会とも十分調整をして、早く取り組めるように努力してまいりたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 これも追って一般質問をしていきたいと思っております。

続きまして、質問事項4. ふるさと納税についてでありますけれども、この答弁を見てみるとお礼品審査基準が改定され、オリオンビールや沖縄そばを取り扱えるようになりましたとあるのですが、私はオリオンビールを返礼品として取り扱うべきではないかと一般質問をして、この答弁だと取り扱っているのか、取り扱っていないのか何なのか意味がわからないのですけれども、この辺どうなっているのか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

ふるさと納税については、このふるさと納税に寄附をいただいた方へ3割以内の返礼品として今帰仁村の特産品を送っているという状況でございます。そちらのほうは主に商工会を中心に返礼品を扱う事業所からその申請を受けて、特産品であるかないかの審査を受けた中で扱っております。議員からもお話があったとおり、県のほうの特産品として扱えるというところで昨年通知がございまして、沖縄県内でオリオンビールと沖縄そば、この2品目が各市町村で取り扱えますという通知がございまして、その中でまた

オリオンビールもそうなのですが沖縄そば、地域の名前を固定しないものとしては扱えますという通知になっております。今帰仁村においては、まだオリオンビールと沖縄そばは扱えていないのですが、その審査委員会のほうに事業所から申請があって、審査を受けて初めて取り扱いという形になっていきますので、今現在は取り扱っていないという状況です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 進捗について理解いたしました。では次上がってきたときに審査して、それから取り扱うという流れになるかと思うのですけれども、それはまたその後、一般質問をさせていただきたいと思います。

続きまして、質問事項5. 村営住宅についてであります。これは水道料金なのですが、これは答弁を見ながらなのですが、なぜ村営山岳団地、村営仲宗根団地、村営兼次第二団地だけはこの自治会の班長が徴収しなければいけないのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 8番與那勝治議員の質問についてご説明申し上げます。

先ほど村長の答弁から水道料金については、この3団地のみということになっておりますけれども、これは今帰仁村の水道事業の給水条例の中で共用給水装置という建物の集合体という形で1つのメーターになっているものが設置されている団地が、この3つの団地になっておりまして、その部分についてはおのおの各世帯の使用料分を割り出して、それを個人から徴収した部分を、班長といたしましょうか、自治会長の方が役場に納めるという形がとられております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 メーターが1つになっているからということでありまして。これはメーターは分けられないのですか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。

○ 嶺井雄二 水道課長 8番與那勝治議員の質問に対しまして説明いたします。

子メーターをつけるのは可能性があるかと思いますが、一人だけではちょっと不可能なところがあるかと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時07分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時07分)

8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 この一般質問をしたのは、班長となられる方がこの水道料金を徴収するときに納めてくれない人がいるみたいなのです。これは納めてくれない人に対して、同じ入居者が頭を下げて水道料金を納めてくださいと言うのも大変だという話なのです。それとまたプラス、誰々が納めていないとわかれば、これは個人情報保護法の観点からおかしくならないですか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

まず水道料金についてなのですが、各団地で共益費という形で入居者の費用負担の義務というの

があって、くみ取りであったり、浄化槽の管理であったりというのを共益費で徴収していると。それに合わせた形で水道料金も、この3団地については共益費と一緒に徴収しているという形をとられているわけなのですけれども、現在も確かに議員がおっしゃられるとおり、なかなか徴収に行ったときに時間帯が合わないとか、納めてくれないとか、いろいろなケースはあるようです。どうしても班長のほうから徴収が難しいという部分については、役場のほうから連絡をとって徴収しているような形式があるようでございます。これは今後の改善についてということになると思いますけれども、この辺について、例えば家賃と一緒に振りかえにできるのかとか、またおのおのの世帯の方々がおのおの役場に納めに現金を持ってくるのか、その辺も含めてやはり班長とはお話しさせていただかないといけないということで、これは係とも改善策は考えましょうということで、今調整しているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 調整しているところでありますと答弁いただきました。やはりみんなが協力的で、素直に徴収に応じて支払えば、ぎくしゃくした関係もなく楽しく過ごせるかと思うのですけれども、やはり払わない人がいることによってぎくしゃくするみたいなのです。住んでいて、目が合っても嫌な雰囲気になりますし、やはりこういうのを一つでも早期に解消していかないといけないと思います。今、改善に向けてということもありました。ぜひ班長も集めというか、班長って変わりますよね。この団地の住民を集めて話し合ったほうがいいのか。その辺も含めて、ぜひ前向きにやっていただきたいと思いますが、これは再度説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質問についてご説明申し上げます。

まずは班長からのご意見を聞かせてもらって、その中でこの各団地の入居者を集めて話し合いを持ったほうがいいのかということであれば、それはやはり係も一緒に行って、その中で改善策を話し合えればと思います。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後4時11分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時27分)

次に嘉陽 崇議員の発言を許します。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 さきに通告した件について、質問いたします。

質問事項1. 与論・沖永良部からの修学旅行生について。質問要旨(1) これまでどのぐらいの数の学生が今帰仁村を訪れたか伺います。(2) これまでどのような交流を実施してきたのか伺います。(3) 今後どのように交流を取り組んでいく考えか伺います。

質問事項2. 古宇利島アマジャフバル公園について。質問要旨、公園に続く道路の整備計画があるか伺います。

質問事項3. 北部テーマパーク事業について。質問要旨(1) 計画段階環境配慮書に対する村長意見について伺います。(2) 全庁態勢で取り組む必要があると思うが、村長の見解を伺います。

質問事項4. あいあいファームについて。質問要旨(1) 解約の時期について伺います。(2) 今後の施設利用計画、条件等について伺います。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 それでは、ただいまの11番嘉陽 崇議員の質問事項1. 与論・沖永良部からの修学旅行生についてお答えします。

質問要旨(1) これまで訪れた修学旅行生については、直近の3カ年で与論町からは96人、沖永良部からは340人です。

質問要旨(2) これまでの修学旅行での交流については、知名町、和泊町に照会したところ、確認できませんでした。今帰仁村への訪問は社会科見学としての今帰仁城跡来場です。児童生徒間の交流については、平成27年から始まった和泊町主催のわらんちゃヤンバル体験プロジェクト事業での交流があります。

質問要旨(3) 今後どのような交流に取り組むかについては、友好都市締結を交わした知名町、和泊町との児童生徒の相互交流について取り組んでまいります。以上。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 11番嘉陽 崇議員の質問にお答えします。

質問事項2. 古宇利島アマジャフバル公園についてお答えします。アマジャフバル公園に続く道路については、古宇利線2期工事として、令和3年度から令和6年度までの事業期間を予定しております。

質問事項3. 北部テーマパーク事業についてお答えします。質問要旨(1) 計画段階環境配慮書については、本事業に対する事業の目的や事業場所等の概要が記載されています。また現在、縦覧公表されている環境影響評価方法書の縦覧期間を終え、意見聴取中であります。その後に、同方法書に対する諸意見がまとめられ、事業計画者より公表されます。さまざまな意見を伺いながら対応していきたいと思っております。

質問要旨(2) 全庁態勢で取り組む必要については、環境影響評価方法書に寄せられた意見や村民の意見を踏まえた上で、どのように対応するか判断していきたいと思っております。そのためにも、事業計画者に対しては村民を対象とした事業説明会開催を要請したいと考えています。

質問事項4. あいあいファームについてお答えします。質問要旨(1) 解約の時期については、令和2年2月13日に破産手続に対する債権者集会が行われ、管財人弁護士に対して質問しましたが、契約解除の時期は未定との回答でした。

質問要旨(2) 今後の施設利用計画、条件等については、あいあいファームの破産手続の完了や契約解除及び財産の返還の見通しがついた段階で、跡利用または財産の処分を検討してまいります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時33分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時39分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 11番嘉陽 崇議員の質問にお答えします。

補足説明になりますけれども、村長としてこの計画段階環境配慮書についてどう考えているかということですが、今月23日までがこの環境配慮書意見の期限でありますので、目を通したことはありますけれども、細則にわたってはまだまだ十分目を通していませんので、期限までには村長として、この配慮書に対して意見を出すかどうかも含めて23日までには結論を出したいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 最初の与論、沖永良部からの修学旅行生について伺いますが、直近の3カ年で96名と340名ということでありますが、直近の10年と伺いますか、直近の20年ぐらいの長期的な人数がわかれば説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 11番嘉陽 崇議員のただいまの質問について説明いたします。

直近の3カ年の答弁を教育長のほうからしました。直近5年、10年の実績を報告してもらえないかということなのですが、これは城跡に拝観した実績で、今手持ちの資料では3年間の資料しかありませんので、質問に答えることはできません。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 資料を持ち合わせていないということでありますが、いつごろからこの修学旅行生は今帰仁村を訪れているか伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時43分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時44分)

本日の会議時間は議事進行の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時44分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時45分)

嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

知名町では平成7年に修学旅行がありました。平成8年が確認はとれていますが、人数等は把握できていないです。あと、和泊町からは平成元年度に修学旅行で来村しています。与論については確認がとれていないです。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 今の説明、理解しました。この生徒たちが城跡に来たときに、何かセレモニーとかそういった受け入れ、どこかの課が対応していたのかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

修学旅行で今帰仁城跡に来訪したときにどこかの課が対応していたかについては、役場では対応はしておりません。この城跡の案内としては、グスクを学ぶ会のガイドが説明をしています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 役場としては対応していなかったということでありますが、対応していないにもかかわらず、どういったところから情報が入ってきて、把握されているのか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

城跡に来訪した実績については、来訪する受付がありますので、そこで台帳を確認して調べた結果です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 わかりました。それでは次に移りたいと思います。

これまでどのような交流を実施してきたかについてであります。交流実績は確認できませんでしたというので、わかりました。社会科見学としての今帰仁城来場であったということでもあります。以前は大人の方も今帰仁村のほうに知名町のほうからですか、お見えになっていたということを知っていますが、このことをご存じかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 健社会教育課長。

○ 嘉陽 健 社会教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

平成元年から、知名町からの交流した経過の資料はあります。主だったものとすると青年団の交流です。あと知名町文化協会の村視察とか、職員の交流というふうに、手持ちの資料では22回にわたっての交流があります。あと和泊町につきましても、チャリティーゴルフとか、最近はいろんなイベント等に参加していただいております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 今の説明でわかりました。今聞いたところ、要するに今帰仁村の教育委員会も役場のトップも余りこの生徒たちに対しては、関心はなかったのかという感じを受けます。私が聞いた中では5,000名くらいこれまで来ているという話があって…、ちょっと待ってください。休憩を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時50分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時50分)

11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 失礼しました。桁が一つ多かったです。5,600名来ているということで聞いております。この生徒たちは本部町で下りたときは今帰仁村を通って、那覇港へ。那覇で泊まって帰るわけです。那覇港で下りたときは今帰仁村へ足を運んで、本部町で泊まって帰っていくということでもあります。平成10年に、この生徒たちの親御さんが今帰仁村に来たそうです。そのときは70名ぐらいの父兄さんがいらして今帰仁城跡に足を運んだ際、なぜ毎回沖永良部の子供たちが今帰仁村へ足を運ばなければいけないのかという疑問を呈したそうです。そのとき、ある方が説明をされたということなのですが、対応に当たった方が北山と沖永良部の歴史的つながりを説明し、納得されて沖永良部へ帰っていったと聞いています。沖永良部の方たちは今帰仁村のことをよく知っていて、よく思っていてくれます。今帰仁村の対応がどうかと思ひまして、余り関心がないのかと思います。お金も落としているのに、そういう意識がないのか。今帰仁村へ来てくれてありがとうございますという感謝をしなければいけない立場だと思うのですが、そこについてどう感じるか。教育長、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの11番嘉陽 崇議員の質問にお答えしたいと思います。

沖永良部からこちらへ修学旅行に来るときは、その修学旅行の行程の中で、今議員がおっしゃいましたが今帰仁城跡に訪問と。ちなみに私が持っているものであります。今帰仁城跡に那覇市のほうから来るときに本部町に泊まるので、それでそのコースの中に今帰仁城跡が入っているということでもあります。それで沖永良部の方の今帰仁村に寄せる思いと、今帰仁村の子供たちか、大人かということは別にして、沖

永良部に寄せる思いというものの温度差はどうかというのがありますが、そのあたりの温度差がどうかというのは私には判断が厳しいところがあるのですが、確かに学校教育は史実を教えていくわけですから、沖永良部の今帰仁村とのつながりがなかなか出てこないところがあるので、本村の修学旅行で沖永良部とか与論町とか、そういうのを訪れたということはこれまでに私の理解の中ではありません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時54分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時54分)

11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 わかりました。次に移りたいと思います。

今後どのような交流に取り組むかについては、友好都市締結を交わした知名町、和泊町との児童生徒の相互交流について取り組んでいきますとありますが、今回友好都市締結を交わしております。交わしたのでありますから、今までどおりの対応では、この子供たちに対してよくないのではないかと。今後、城跡に訪れた子供たちに対しての対応法を考えていくべきではないかと思いますが、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 お答えします。

和泊町、知名町から本村へ訪れて、城跡へ来た子供たちへの対応について考えるべきではないかということなのですが、これはあくまでもあちらの学校の学校行事、修学旅行でありますので、あちらのほうでこちらに、例えばこちらの学校のどこの学校でもいいですが、子供たちとの交流を含めてというオファーがあれば、それは十分もちろんやっています。それとこちらからもそういうことはできますということ、あちらの教育委員会のほうにももちろんアナウンスしていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ぜひ今帰仁村からもオファーして、来てくれてありがとうございますというセレモニーをぜひ行っていただきたいと思います。友好都市締結を結んだわけではありますが、これから実のある交流を深めていくと思うのですが、そのためにはやはり役場の課長を含め、職員の皆さんの協力も必要になってくると思います。そこで村長、見本を示すという意味でも、村長みずから、来てくれてありがとうございますというこの気持ちを子供たちに言うべきではないかと思いますが、村長の見解を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時57分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時57分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 11番嘉陽 崇議員の質問にお答えします。

和泊町、知名町から児童生徒が今帰仁村に修学旅行等で訪れた場合に、村長みずから友好都市を結んだ村として感謝というか、歓迎の意を示すべきではないかということですが、それはいつ来るのか前もってわかって、そしてまたこの学校、引率している先生方と来るとしますので、そこら辺は意見も聞きながら、村長なり教育長なりが来てやったほうがいいということであれば、積極的に歓迎をしていきたいと思

いますが、しかし向こうは向こうで修学旅行の日程で来ますので、また必ず村長、教育長が来て歓迎の挨拶をしてもらいたいのか。これは生徒の意見ではなくて、学校の引率している先生方の意見もあると思いますので、歓迎の意を表してもらいたいということであれば積極的に歓迎をしていきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ぜひ村長みずから歓迎の意を表して、職員の意識が沖永良部に向かうように、村長が積極的に行っていくと職員の意識も変わっていくと思います。ぜひそのように行っていただきたいと思います。次に移ります。

続きまして古宇利アマジャフバル公園についてであります。平成3年度から平成6年度まで事業計画を予定しているということでもあります。これは地元の人に勧められて、この場所に行ってきたのです。アマジャフバル公園、初めてでした。遠見番所、ここへ行ったときにたまげました。360度のパノラマ。この間、クルーズ船研修で石垣市の玉取崎展望台でしたか、向こうへ行ったのですが、比べ物にならない。国頭村、大宜味村、羽地内海、乙羽岳、八重岳、本部町、伊江島を一望できたのです。素晴らしい場所でありました。これは観光マップに載っているのですが、経済課が配られた観光マップだと思うのですが、アマジャフバル公園と一番大きく載っています。村として、観光地としてここをピーアールしていく考えがあると理解していいのか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 11番嘉陽 崇議員の質問に対して説明いたします。

観光マップにも載っておりますので、おっしゃるとおり非常に景観が素晴らしい場所でございますので、ピーアールに努めていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 整備計画が平成3年度から平成6年度までとありますが、この場所は用地買収とか、そういったものも予定されているのか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 11番嘉陽 崇議員の質問に対して説明いたします。

この道路につきましては、1期で横田原のほうから上がって左のほうです。ずっと旧古宇利小中学校を上がって、1期は完成しているので、2期は今から設計を入れて測量までしますので、幾らかは用地の買収は出てくるかと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 用地買収も出てくるということで理解しました。先ほど配りました下の写真なのですが、古宇利のある場所なのですが、これはアマジャフバル公園まで右に行っても0.5km、左に行っても0.5km。この場所、左に行くと道に迷うのです。観光客がよく道に迷って、道に迷ったということに近い民家に伝えに来るそうなのです。民家の方も迷惑をこうむっているのです。ぜひ一つは整備が終わるまで外したらどうかと思うのですが、そういったことをできるかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 質問について説明いたします。

その看板を確認いたしまして、設置者等も内容を確認して、古宇利区とも調整して、なるべく迷路みたいな看板にならないように、撤去するなら撤去。もしくはそれで当たっているのであれば、そのまま既存のものは残すというふうにしていきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ぜひ対応できるように、行っていただきたいと思えます。

続いて上の写真であります。左側にちゅらまーいがあります。右側のほうから右折するとアマジャフバル公園に行けるのですが、このちゅらまーいの案内板がなく、どうしてもこの場所もやはり1回通り過ぎてしまうのです。それで、このちゅらまーいの案内板を取りつけることは可能かどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後5時04分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後5時05分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質問について説明いたします。

この設置者について確認させていただいて、その設置者と調整しながら、前確認したところ、電気自動車ハーモの順路になっていると確認がとれていますので、観光協会、リカリカワルミ等、もし関係しているのであれば、その方々と確認をして、どういうふうに設置するのかどうかというのは検討したいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ぜひ確認して設置できるように対応していただきたいと思えます。この間2番議員からも質疑があったのですが、古宇利一周線がなかなか進まない中で、このアマジャフバル公園を舗装すると思うのですが、これができるとやはり区民の意識も変わるといいますか、道がきれいになるわけですから、やはり一周線に対してもこんなに道がよくなるのであれば、用地を売っていいかどうか、そういうことにもつながるかと思っているのですが、どんなですか。時間的にここの整備をやって後でも一周線に間に合うのかどうか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について説明いたします。

古宇利一周線は令和3年度で半分完了の予定であります。今、古宇利線2期については、令和3年度からの計画であるのですが、これはまたちょっといろいろタイミングというか、事業の進捗状況を踏まえてなので、今のところは令和3年度の予定でしております。古宇利一周線の事業期間は令和3年度で終了の予定です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 一周線は令和3年度で終わって、令和3年度からまたアマジャフバル公園に続く道路の整備が入るということで理解いたしました。それでは次に移りたいと思えます。

北部テーマパーク事業について。計画段階配慮書に対する村長意見についてであります。村長意見というのは、県知事も県知事意見というのを出して、ほかの市町村も市町村長意見というのを出しているわけですが、この計画段階配慮書に対する村長意見、締め切ったと思うのですが、これからということで答

弁は大丈夫でしょうか。伺います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

テーマパークに対する市町村長の意見でございますが、ほかの市町村がどのような意見を出したかというのは今帰仁村役場として承知していないところでございます。また、その計画書に対しては県知事が市町村長に意見を求める場合があると理解しております。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 村長配慮書について、これからということ意見聴取をして、まとめて述べるとか言っていたのですが、これは方法書のことですよね。配慮書はもう終わっているのです。このことについて説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

配慮書及び方法書についてでございますが、県知事からは質問といいますが、意見を聴取する場合があるということではあるのですが、具体的にそれが意見を出しなさいというふうに義務化ではないと理解しております。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 環境アセスメントのプロセスとして、まず去年、私が9月定例会に質問しました。配慮書についてどう考えていますか。村長はこの配慮書については、目を通していないと言っています。その後、目を通されたのか伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後5時11分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後5時12分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後5時12分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後5時26分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 11番嘉陽 崇議員の質問にお答えします。

計画的段階環境配慮書を見たかということですが、先ほどははっきり記憶していませんでしたが確認したところ、昨年9月2日に決裁をしておりますので、改めて確認したところ、大まか目を通しました。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 大まか目を通したということですが、この配慮書に対しての村長意見を出すということで、指示をされたかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 出すように指示はしていません。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 指示していないということで理解しました。これはどこの課が対応するので

しょうか。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

開発計画については企画財政課が窓口となります。ただ、今回事業計画者から村のホームページへの掲載ということの依頼でしたので、その受け付けとしましては総務課のほうで受け付けられて、企画財政課には供覧の形で報告は来ております。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 私がわかる配慮書というのは、企業側がここに具体的にこういった建物を建てます。12棟建てます。この面積で建てます。高さは12mです。地下水も使います。植物も植えます。こういったことを配慮書に載せて、どこをどう配慮してほしいのか。意見はありませんかということだと思っておりますが、意見はなかったということで理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

質問にありました事業計画の概要について、個別的な法律の手続きの中で行うものではなくて、そういう事業計画を一般企業が行うという中で、そういったものに対して弊害があるとか、懸念があるものについては個人的な意見として徴収するようになっております。それを今帰仁村のホームページで利用させていただくということで、その依頼を受けておりますので、役場自体がそれに対して意見を述べるというシステムではないと考えております。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 役場自体でやる必要はないということですか。県のほうからの配慮書は結構細かく、ハブネットを設置するのであれば、地元のここにいる動物に配慮してくださいとか、植物はなるべく外来種を植えずに在来種を植えてくれとか、また本部町からも出ているのです。一般廃棄物はどう処理するのか。それとその都度行政に相談をしてくれと、そういった意見が出ているわけです。今の今帰仁村はどういうことですか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

事業計画者からは、その配慮書及び事業計画についての説明がございました。そのときには現在使われていますゴルフ場用地のアプローチ道路としての里道とか、現在のゴルフ場用地の中にも里道が残っていて、その対応についての見解が求められております。それに対して役場の担当部署も含めて、合同の会議の中でそういうふうに対応する。それと向こうのほうに、その手続きを踏まえるようにという指示はしている状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後5時31分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後5時32分)

11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 この環境配慮書の意見ですが、これは例えば道路、入り口はどこになるので

混雑が予想される場所も出てくるので、こういったところは配慮してください。農家も通るわけですから、この場所は配慮してくださいとか、これは建設課ですよ。水道、農薬も使うので水質検査も行ってくださいとか、一般廃棄物はどうするのかとか、そういった話を最初の配慮書の時点でやるべきではなかったのかと思います。村長、トップとして、方針として環境配慮書の段階から庁議で諮って、この環境アセスメントのプロセスをみんなで共有すべきだったわけではないですか。そうすることによって、各課からも意見を述べることで、意見を聴取することもできるわけです。そういったことは考えられなかったのか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 5 時33分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 5 時37分)

謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 11番嘉陽 崇議員の質問にお答えします。

先に出された計画段階環境配慮書に対する意見書ということに対しては、こちらとしては意見を出していませんでした。その中で出すべきだったということというのは、出さないと後で不具合が出るのかというのは後で調べないといけないのですけれども、まずその前に担当課、道路だったら建設課、水道だったら水道課で、財政で、またそのほかの関係課との、相手との協議というのですか。どのぐらいの車が入ってくるのか、水はどのぐらい使う予定なのかという協議は今継続してやっているところです。その配慮書に対する意見書としては、出してはいないです。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 配慮書に対しての意見は出していないということでありました。配慮書に基づいて、ここを配慮してくださいということで、A案、B案とあったのです。A案は名護市も入る、大きい広い範囲。B案は今帰仁村だけを使う。今回この配慮書に基づいて、環境に極力影響が出ないようにということ、環境配慮書を考慮した上でB案になっているのです。もう事業は着々と環境アセスメントのプロセスは進んで行っているわけです。これはぜひ全庁的に考えて、いろんな課から、いろんな角度から意見を聴取できるような体制づくりをとったほうがいいと思いますが、そういったことを考えていく考えはないか伺います。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 ただいまの質問にお答えします。

現在も全庁的にということで、我々も相手方との話し合い、協議はしております。今役場としては全庁的に相手との意見の交換、この前3月5日にも説明は来ていたのですけれども、そのときに細かい事業の内容ということではなくて、今の段階ということで来ていて、そのときも関係課は全員集まって、調整は順次しているところです。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 これはぜひプロジェクトチームを立ち上げて、対応をしていく必要がないかと思っているのですが、そういった考えはあるかどうか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

- 謝花良竹 副村長 今の段階では、各課の課長が入ってきています。各関係課トップの課長が来て、相手との話し合いなりをやっているところです。その中でプロジェクトチームとなるときには具体的な計画が出てきて、これが地域住民にどういう影響を及ぼす。観光に対しては、こういう効果が出るとかというところの具体的な計画が出た時点で、そこも必要に応じてチームを組むぐらいの業務量になるのかということを考えながら、プロジェクトチームを考えます。今のところは課のトップ、課長のほうでみんな集まって、直接相手と協議をしているところです。
- 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。
- 11番 嘉陽 崇 議員 具体的に来年度、ゴルフ場は閉鎖するという説明はあったのかどうか。説明を求めます。
- 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。
- 謝花良竹 副村長 この前の説明では、その環境調査のめどが大体ついた時点で閉鎖する計画を進めていくという説明がありました。
- 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。
- 11番 嘉陽 崇 議員 ということは、もう設計も並行に進んで、建築が来年から入るわけなのです。建築が進んでからどうのこうの言って、間に合いますか。もう建築が始まると待ったなしなのです。ちょっと休憩求めます。
- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後5時42分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後5時42分)
- 11番嘉陽 崇議員。
- 11番 嘉陽 崇 議員 ゴルフ場利用税がなくなるわけなのです。これは村長、義務はなくても責任はないですか。ゴルフ場利用税がなくなるわけなのです。これに対しての検討を今から進めていかないと、プロジェクトチームを組んででもやっていかないと遅いです。閉鎖されてから考えるのですか。
- 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。
- 謝花良竹 副村長 先ほども答弁いたしました但後手ということではなくて、現在具体的な計画、例えば建物は今計画の段階ということであって、今要するに相手との協議というのは、こちらとしては道路なり、水道なりという直接的にかかわるところは協議しているということでもあります。
- 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。
- 11番 嘉陽 崇 議員 では課長は全員、情報共有されているということで、内容はわかるということで理解してよろしいでしょうか。
- 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。
- 謝花良竹 副村長 今関係課の情報共有をされていて、要するに3月5日に説明があった次の週のとときに、課長会の中では説明をしています。関係課の中だけの協議ですね。
- 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。
- 11番 嘉陽 崇 議員 関係課を教えてくださいと思います。
- 座間味 薫 議長 謝花良竹副村長。

○ 謝花良竹 副村長 まずは建設課、水道課と企画財政課と経済課、住民課です。そこの部署でやっております。総務課もです。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 関係課でやっているということではありますが、実際工事が進んでいくと、今帰仁村にとって今から考えていけないといけないことが山積みだと思います。この間議会で条例改正した税制優遇措置ですか、地域形成促進制度ですか、そういったのを使ったり、建物を建てる前に計画して、使うか使わないか決めてもらわないと、これは税制優遇措置をされることによって固定資産税が4年ぐらい優遇措置されます。これを使うことによって、相手はこの分お金が浮くわけですから、ほかのほうに投資にも回せます。そういった話も設計が始まる今の段階から進めていくべきではないですか。道路の支援であったりとか、雇用の拡大、人口の増加、統計的に今帰仁村の村民所得はこれだけの事業が来たら上がると思います。そういったことを前もって考えて、予想して、プロジェクトチームを立ち上げて計画、どうなのか、相手と調整しながら、逆に聞いてもいいと思います。そういったことで進めていかないと、今帰仁村は後手後手に回っているではないですか。本部町も配慮書、意見を出しているわけです。今帰仁村がこんな後手後手ではだめだと思います。村長、もう一度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 11番嘉陽 崇議員の質問にお答えします。

先ほど副村長から、今現段階は関係課長での協議上の共有ということでございますけれども、質問の趣旨にもありますように、この事業計画については議会終了後、早目にこの協議をしてチームを立ち上げて、後手後手という指摘もありますので、この対策は進めていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 後手後手でありますので、ぜひプロジェクトチームを立ち上げて、シミュレーションとかもできるわけです。どれぐらい固定資産税が入る予定なのか。建物ができる前に、例えば幼保連携室を通じて託児所をつくるとか、こういった計画も今でないと組み込めないではないですか。県へ申請も必要ではないですか。そういったことも含めて、今の段階から全庁的に考えていけるように検討して行ってください。みんなでしか、チームでしか進めていけませんよ。意見を共有しながら、そういった体制づくりを行って行ってください。次に移ります。

続きまして、あいあいファーム、解約の時期についてであります、休憩をお願いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後5時50分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後5時50分)

11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 解約の時期は2月13日の破産手続に対する債権者集会で弁護士に説明したところ、解約状況の時期は未定との回答でしたとありますが、これは解約条項が第9条でしたか、うたわれていたと思うのですが、これは効力がないのかどうか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

解約に関しては、現在破産手続でございますので、破産手続が完了した時点が解約できる時点と受けております。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ただいまの説明によると、ではこちらから一方的には、この第9条に基づいて解約できるというわけではないということに理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまのご質問について説明いたします。

この解約については双方の確認が必要になっておりますので、その破産手続が完了した時点でないと、その解約ができないという状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 理解いたしました。今なかなか破産手続が進まない中で、村としてもこの対策のために新たに弁護士を雇って、村民の税金が使われているわけなのですが、延びれば延びるほど村に不利益はこうむるわけであります。今後こういった不利益をこうむったものを試算といえますか、計算をして、どれだけ被害をこうむっているというのを訴えていくべきだと思うのですが、弁護士料も含めて、滞納もあります。新たに出た水道料もあります。そういったことを相手方に伝えていくことは大切ではないのかと思いますが、そういったことも考えていけるのかどうか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

村税の滞納であったり、水道料の未納分、それから村有地の賃借料の未納分に関しては、今破産手続の中で財団債権と一般債権等に分かれていくのですが、それは全て今管財人のほうに申し出されています。それともう一つ質問の中で損害になるのですが、それを求めるにはまた損害賠償請求という違う争いという形になりますので、それは幾らの損害があるかというのをまた証明しないといけないというところがありますので、なかなか難しい面があると考えております。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 11番嘉陽 崇議員の質問にお答えします。

先ほどの質問ですけれども、これまでは村と管財人との協議をしておりましたが、以前にも説明したと思いますけれども、今回の破産手続全て委任をしております。村がずっといろいろ相談している弁護士ですが。その結果、旧幼稚園跡に住んでおりました方ももう既に退去しておりますので、弁護士経費はかかりますけれども、早くやることで跡利用の面からも有効活用できると思いますので、委任はしておりますが委任した弁護士とも連携して早目にできるように、いろいろ損害をこうむったことも含めて、改めてこの破産管財人に申し出をしていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 議会としても、もし何かできることがあればぜひ協力をさせていただきたいと思っておりますので、そのときはぜひ相談していただきたいと思っております。

続きまして、跡地利用計画です。条件についてはあいあいファームの破産手続の完了や契約解除及び財

産の返還の見通しがついた段階で跡利用、または財産の処分を検討していきますということではありますが、これまで健康づくりのために学校跡地、運動場を利用されている方がおりました。条件等によっては、今後こういった方が利用できなくなるおそれがあると思ひまして、ぜひここは、健康づくりで運動場をこれまで利用してきた方、また、免許返納をされている老人がホッケー場に行けない方もここを利用して健康づくりを行っておりますので、ぜひこういった方々のことも考えて、跡利用の計画を考えて進めていけな
いかと思ひまして、そのことについて答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

先ほど跡利用については村長のほうから答弁があったとおり、まだめどが立っていない時期ではありますけれども、いつごろになりそうだというめどが立てば、その時点を見通して跡利用や処分についての検討を進めたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 5 時 57 分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 5 時 57 分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 11番嘉陽 崇議員の質問にお答えします。

跡利用についてですけれども、この場所をご承知のとおり旧湧川小中学校の跡地でありますので、区民を初め村民の思いも非常に深い場所だと理解しております。古宇利もそうでした。古宇利も処分の方法、売却の方法と貸す方法がありまして、最終的には貸す方向で事業をしておりますけれども、そこら辺も含めましてこの跡利用については早目に検討委員会も立ち上げて、今の利用、これは現段階で募集をしているわけではないのですが、村にも5、6社、管財人のほうにも5、6社やりたいという申し出というか、これは正式に募集したわけではないですがありましたけれども、有償ということで今はどこも手を挙げるところがなくなっております。それで跡利用については検討委員会の中で、今の意見も踏まえながら、地域の声も聞きながら、一番どうすればこの跡地が活用されて村の活性化、それから健康づくり、総合的な観点から協議をしていきたいと思ひますが、地域の声も聞く、あるいは村民の声を聞く場も検討してやっていきたいと思ひます。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ぜひ地域の声を聞きながら、検討していただきたいと思ひます。

最後に、その決着がついたとき、跡利用を決めていく段階になったときには、ぜひ地元の区でも説明会を開いていただきたいと思ひます。答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 今、11番嘉陽 崇議員から質問がありましたように、先ほど申し上げましたとおり学校跡地という非常に大事なところでありますので、地元でも十分説明をして、地元の方あるいは村民の理解を得られるような跡利用を検討していきたいと思ひます。

○ 座間味 薫 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(散会時刻 午後 6 時00分)